

■第 4 次札幌市みどりの基本計画策定の進め方

1 策定の根拠

緑の基本計画関係条例

○札幌市緑の保全と創出に関する条例（平成 13 年 3 月 6 日条例第 6 号）

（緑の基本計画の策定手続）

第 9 条 市長は、緑の基本計画を策定しようとするときは、その案を作成しなければならない。

2 市長は、前項の案を作成したときは、その旨その他規則で定める事項を告示するとともに、当該案を規則で定めるところにより公表しなければならない。

3 前項の規定による告示があったときは、第 1 項の案について意見を有する者は、前項の規定による告示の日から起算して 50 日を経過する日（市長が必要があると認めるときは、当該日後で別に市長が定める日）までに、市長に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。

4 市長は、緑の基本計画を策定しようとするときは、札幌市緑の審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により述べられた意見の要旨を記載した書類を札幌市緑の審議会に提出しなければならない。

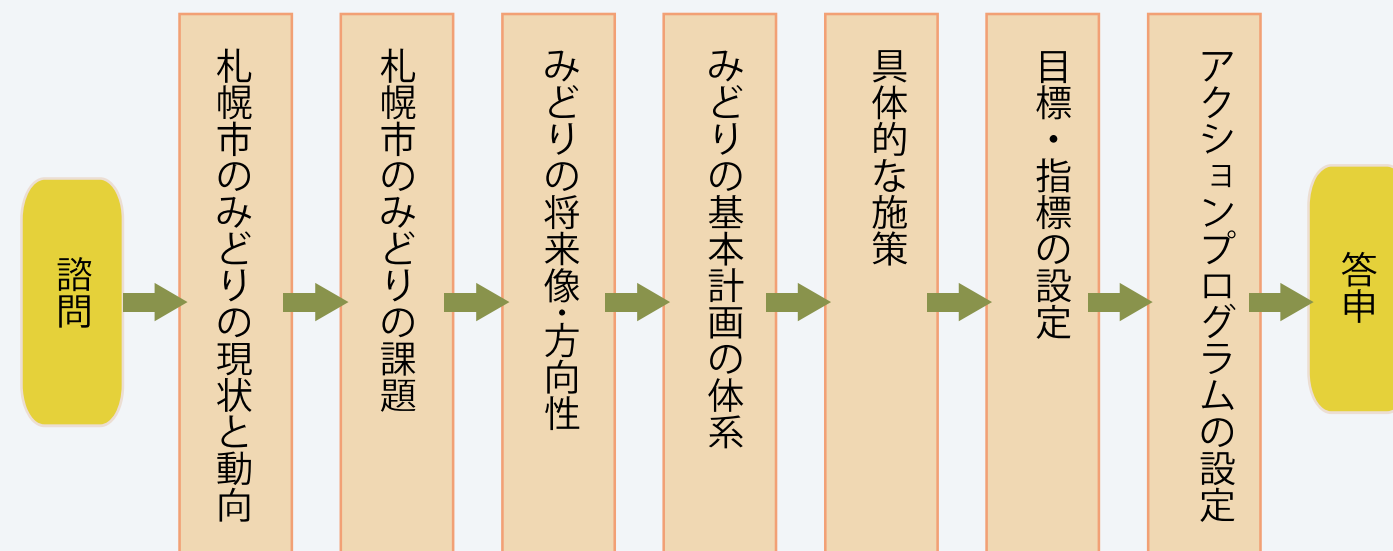
5 札幌市緑の審議会は、緑の基本計画の案の作成について市長の諮問があったときは、第 1 項から第 3 項までに規定する手続に準じて緑の基本計画の案を作成し、市長に提出することができる。この場合においては、市長は、第 1 項から前項までに規定する手続を経ることを要しない。

6 市長は、第 3 項の規定により述べられた意見及び第 4 項の規定による札幌市緑の審議会の意見又は前項の規定により市長に提出された案を勘案し、緑の基本計画を策定するものとする。

7 市長は、前項の規定により緑の基本計画を策定したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。

8 前各項の規定は、緑の基本計画の変更について準用する。

2 札幌市みどりの基本計画作成の流れ（案）



3 策定のスケジュール

